

謹賀新年



ホームレス自立支援法の期限延長に向けて、力を注ごう

2012年が明けた。昨年は、3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故、大阪では府知事と市長のダブル選挙と、激震が走った一年だった。今年、震災復興が最大の課題となるだろうが、生活に直結するものとしては、消費税の増税・TPP・原発問題、大阪では府市統合と事業の見直し問題が浮上してくる。

それにともなつて、政治の動きも国会情勢も流動化する可能性がある。だが、今年「ホームレス自立支援法」が10年の期限をむかえる年だ。自立支援法は、全会派が一致した議員立法として、02年8月から10年間の期限で成立した。日本で初めて、野宿生活が自己責任ではなく、国と行政、国民が解決すべき課題であり、排除ではなく社会的包摂で解決していく必要があることを宣言した画期的な法律だった。

さまざまな限界があったとはいえ、巡回相談、自立支援センター、シェルター、禁酒の館の無料シャワーなどが、法にもとづく対策としておこなわれてきた。特掃は、自立支援法にもとづく対策としては位置づけられなかった。だが、府と市が単独事業ながら特掃を継続してきた背景には、法が「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域」での対策を求めていることが、強く影響している。

法ができたときにくらべて減ったとはいえ、まだ野宿生活を余儀なくされている人がおり、また「ネットカフェ難民」や「派遣切り」に象徴されたように、あたらしくホームレス状態に追いやられる人たちが生みだ

されつづけているなかで、支援法がなくなってしまうと、その影響ははかりしれない。

たとえ国会情勢が流動化しようとも、今年の通常国会で支援法の期限延長が決議されることが欠かせない。でないと、8月7日をもってホームレス対策の根拠法を失ってしまうからだ。

大阪では昨年12月17日に、NPO釜ヶ崎だけでなく、当事者、連合大阪など労働組合や行政関係者、支援事業関係者、宗教関係者など250人があつまって、支援法の延長をもとめるシンポジウムをひらいた。多くの人たちが支援法をなくしてはいけないと考えている。これからさらに、全国70団体でつくっているホームレス支援全国ネットワークと、そこに加盟している各団体や地域で世論を喚起して、なんととしても支援法の期限延長を実現したい。「月8」の基金事業がなくなる可能性は大きく、仕事も生活もさらにきびしい1年になるかもしれないが、へこたれることなくいつしよにがんばっていこう。

特掃の更新が2月からはじまります。更新時に1年以内の結核健診

カードを持っていない人は、はやめに健診をうけておきましょう。

平成23年(2011年)輪番者で逝去された方々

- Kさん 享年 73歳
平成23年7月7日、警察より電話で「木津川沿いのテントで遺体を発見した」と連絡がありました。死因は病死とのことです。最終就労日は7月5日でした。
 - Tさん 享年 66歳
平成23年9月13日、脳梗塞で入院していましたが治療の甲斐なく亡くなりました。
 - Iさん 享年 67歳
早朝、梅田の繁華街で倒れ救急搬送。心筋梗塞で入院していましたが11月6日に逝去。最終就労日は10月13日でした。
 - Yさん 享年 83歳
平成23年12月4日、ドヤアパートの共同トイレで倒れているのを発見され救急搬送されましたが、すでに亡くなられていました。最終就労日は9月12日でした。
- 自分では「まだまだ大丈夫」と思っている、70歳をこえたり、野宿やシェルターの生活が長くつづくと、倒れた後あっというまに死んでしまう。更新の時期にふんぎって、倒れる前に特掃を卒業しよう。「俺には福祉を受けられん事情がある」「生活保護の手続きがややこしいから無理」と言う先輩は、お手伝いしますので、一度スタッフに「福祉の話をしたいねんけど」と声をかけてみてください。

【結核健診】
1月10日(火)
10~12時
センター北西
17日(火)
9時半~11時
医療センター下
24日(火)
14時半~16時、
センター南西